

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱの一部を改正する件

○厚生労働省告示第四百五十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から6まで及び18の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十二月一日から適用する。

平成二十六年十一月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第三中

北海道	市立小樽病院	0.0599	0.0397
北海道	小樽市立脳・循環器・こころの医療センター	0.0970	0.0520

を

北海道	小樽市立病院	0.0731	0.0441
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

に改める。